

## 令和3年度 第1回米子市環境審議会開催結果

### 1 開催日時

令和3年11月10日(水) 午後2時から午後3時30分まで

### 2 開催場所

米子市クリーンセンター 3階 第301会議室

### 3 出席者(敬称略・順不同)

#### <委員>

藤井雄三、奥田登、管原庄吾、山口啓子、朝倉学、伊藤直子、熊谷春美、田部美穂、武良賢治、天野宏紀

(※)、辻田香織(※)、谷本恵美(※)

(※)・・・ウェブ会議により出席

(欠席：岡本幹三、谷本晴美、矢倉幸雄)

#### <事務局>

永瀬市民生活部長、藤岡環境政策課長、足立環境政策課課長補佐、畠中環境政策課担当課長補佐、口田環境政策課係長

### 4 議事事項

(1) 空き地の適切な管理について

(2) 第2次米子市環境基本計画周知・啓発の取組について

### 5 公開・非公開

公開

### 6 傍聴者数

0名

### 7 議事の概要

○議事事項(1) 空き地の適切な管理について

[事務局]

・資料1について説明

[A委員]

・特定空き地の決定はどこがやるのか。

[事務局]

・現地調査の上、環境政策課が行う。空家条例を参考に点数化により判断基準を設けたいと考えている。

[B委員]

・この条例は、ほとんど空き家対策の条例のスキームで考えられていると思うが、建築物がない場合は、判断が難しいのでは。建物が建っている土地の庭が荒れ果てている場合は対象になるのか。

[事務局]

・建物が建っていない土地を対象としている。特定空き地は、著しく保安上、危険な場合を想定している。

[B委員]

・県外在住の所有者の土地に不法投棄されて公衆衛生上問題がある状態となった場合には、この条例ではなく、廃棄物処理法で対応することになるのか。

[事務局]

・そのとおり。廃棄物処理法5条の「清潔の保持等」に基づき対応することが前提となる。

[C委員]

・私の実家の自治体では、空き家・空き地対策が進んでおり「予防」、「利活用」、「適正管理」の3段階で考えられている。米子市の条例案では「予防」の観点が抜けていると思うが、何か考えているか。

[事務局]

- ・土地の管理については所有者の義務であることについて、条例の制定に合わせこれまで以上に周知・啓発に努めていく。

[C委員]

- ・「相続に関するセミナー」の開催等による予防施策をやっている自治体もあるので参考に紹介する。
- ・資料にあった「ふるさと納税」での除草サービスはいいアイデアだと思うが、市外在住者が納税者なので周知方法を検討する必要があると思う。

[D委員]

- ・耕作放棄地は、特定空き地に該当するのか。また、耕作放棄地に対してはどういう対応をするのか。

[事務局]

- ・農地については、農業施策として農地法に基づき管理すべきものであり、この条例において対象としていない。

[A委員]

- ・耕作放棄地は農地なのか。農地法が適用された場所は対象外となると条例に不備があるのでは。

[事務局]

- ・法律によって対応が難しい地域の課題に対応するために条例を制定した。条例案の1条にあるように「市民の安全かつ安心な生活環境の確保」を目的としている。土地については様々な課題があることは承知しているが、今回の条例は、空家法や空家条例で対応できない公共の利益が害されている空き地に対応するために制定したものである。

[E委員]

- ・条例案の第13条第1項で、「緊急安全措置を市が行った場合にはその費用を空き地の所有者等の負担とすることができる」とあるが、第12条の代執行の規定には、その文言がないが第12条に加えることは難しいのか。

[事務局]

- ・再度確認するが、行政代執行法では、原因を作られた方に対して費用を頂くことが前提としており、あえて記載する必要はないと考えている。

[F委員]

- ・罰則規定等はないが、行政代執行で請求しても払わない人はどうするのか。

[事務局]

- ・費用の回収の規定について、行政代執行法を確認する。
- ・罰則の規定については、過去の事例から土地の管理者には義務不履行の理由に様々な事情があり、罰則を科すことが必ずしも義務の履行に繋がらないと考え、また、他の条例の罰則規定の有無等との整合性の観点から、この条例では設けない方向で検討を進めている。

### 行政代執行法（昭和23年法律第43号）

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

### ○議事事項（2）第2次米子市環境基本計画周知・啓発の取組について

[事務局]

- ・資料2について説明

[G委員]

- ・環境教育の取組が、小学校だけではなく、中学校でのアクションや高校生を巻き込んでの取組はとてよよいと思うので、もっと広げてもらいたい。

（午後3時30分終了）